

改 正 後	現 行
<p>第1～第3 （略）</p> <p>（事業の申請）</p> <p>第4 都道府県知事は、この事業を実施しようとするとき又は市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下「事業主体」という。）から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式）及び事業計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第5、<u>第6の1</u>及び<u>第8</u>において同じ。）に提出するものとする。</p> <p>第5～第7 （略）</p> <p><u>（事業の監督）</u></p> <p><u>第8 地方農政局長は、本事業により補助を受ける都道府県知事に対して、当該都道府県が行う本事業又は本事業を行う者に対してする当該都道府県の補助事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は当該事業の実施に関し必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>第9</u> （略）</p> <p><u>（その他）</u></p> <p><u>第10</u> この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</p> <p><u>2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土そ</u></p>	<p>第1～第3 （略）</p> <p>（事業の申請）</p> <p>第4 都道府県知事は、この事業を実施しようとするとき又は市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下「事業主体」という。）から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式）及び事業計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第5 <u>及び第6の1</u>において同じ。）に提出するものとする。</p> <p>第5～第7 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>第8</u> （略）</p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第9</u> この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</p> <p>（新設）</p>

の他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別紙様式 (略)

別表 (第9関係) (略)

別紙様式 (略)

別表 (第8関係) (略)

附 則

この通知は、令和5年5月26日から施行する。

農地災害関連区画整備事業実施要綱

平成元年5月29日付け元構改D第347号
最終改正 令和5年3月31日付け4農振第2571号

各地方農政局長
沖縄総合事務局長 殿
北海道知事

農林水産事務次官

(目的)

第1 農地災害関連区画整備事業（以下「本事業」という。）は、被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と国土の保全に資することを目的とする。

(事業の内容等)

第2 本事業は、一連の農地が被災し、その被害の程度が甚大であって、災害復旧事業の施行のみでは十分な効果が期待できない場合に、再度災害を防止するため被災した農地及びこれの利用又は保全上必要な農業用施設（以下「農地等」という。）の復旧と併せて隣接する農地等の整備を一定の計画に基づき総合的かつ一体的に区画整理方式で実施するものとする。

2 本事業は原則として3ヶ年以内に完了するものとする。

(採択要件)

第3 本事業は次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 次の各号の一に該当する農地等であること。

ア 農地等の被害が甚大であって、災害復旧工事のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できないもの

イ 次期降雨等により残存農地等及びその下流に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの

ウ 河川その他公共土木施設の災害復旧事業等に関連して実施することが、当該地域の再度災害防止の上で必要なもの

(2) 本事業に係る受益戸数が2戸以上であること。

(3) 本事業に係る工事費が4百万円以上であり、かつ、併せて施行する農地等災害復旧事業の被災面積及び工事費を原則として超えないものであること。

(4) 当該農地等において他の改良計画がないこと。

(5) 事業効果が大きいこと。

(6) その他農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件を満たすものであること。

(事業の申請)

第4 都道府県知事は、この事業を実施しようとするとき又は市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下「事業主体」という。）から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式）及び事業計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第5、第6の1及び第8において同じ。）に提出するものとする。

(事業の採択)

第5 地方農政局長は、第4の規定により提出された事業計画概要書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認められるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6 都道府県知事は、第5の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするとき又は事業主体から変更を行いたい旨の申請があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

(1) 主要な工事計画の著しい変更

(2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

2 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、当該事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨を報告するものとする。

(増破等の取扱い)

第7 本事業が未着手の場合において、本事業の対象となっている農地に新たな災害が発生し、当該農地が新たな災害復旧の対象となったときは当該農地に係る本事業は廃止する。また、この事業実施中において、事業計画の根本的な再検討を要する災害が発生したときは、当該事業を新たな災害発生時の出来高で打ち切り、新たな事業計画（災害復旧事業としての要件を備えている場合にあつては、災害復旧事業計画）により実施するものとする。

(事業の監督)

第8 地方農政局長は、本事業により補助を受ける都道府県知事に対して、当該都道府県が行う本事業又は本事業を行う者に対してする当該都道府県の補助事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は当該事業の実施に関し必要な指示をすることができる。

(補 助)

第9 国は、本事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）

につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、令和5年5月26日から施行する。

別紙様式（第4関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

農地災害関連区画整備事業採択申請書

農地災害関連区画整備事業実施要綱第4の規定により、 年度新規地区として下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

災害名	番 号		地区名	所在地	事業主体	数量	事業費 (イ)	採択 理由	参 考		備 考
	地区	箇所							災害費 (ロ)	(イ)の工事費	
										(ロ)の工事費	
					ha	千円		千円			
						() (注)					
合 計											

(注) 事業費欄 () は農業用施設の整備に係る費用を記入する。

別表（第9関係）

区 分	費 目	事 業 費 目 の 内 容
工 事 費	本 工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を 含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設 損料、土地の借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、 これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及 び諸経費を含む。
	附 帯 工 事 費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直 接必要な費用であつて、前号に規定する本工事費の内容に 相当する部分の経費
	測 量 及 び 試 験 費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	用 地 費 及 び 補 償 費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の 施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用 （補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含 む。）
	船 舶 及 び 機 械 器 具 費	工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輛（乗用車 を除く。）等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、 撤去、修理及び製作に要する費用
	営 繕 費	工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿 舎等の新設（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要 する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又 は借料
	換 地 費	換地計画及び換地処分に必要な経費とする。
事務雑費	工 事 雑 費	工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費（工事雑 費を含む。）の額に1,000分の15を乗じて得た額以下のも のであること。
		工事の施行に伴い必要な事務上の経費（工事雑費に類す るものを除く。）。ただし、工事費の額に1,000分の15を 乗じて得た額以下のものであること。